

京都市職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年7月21日

京都市長 門川大作

京都市規則第35号

京都市職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則

京都市職員の標準的な職を定める規則の一部を次のように改正する。

本則の表3の項中「京北農林業振興センター所長」を「京北・左京山間部農林業振興センター所長」に改める。

附 則

この規則は、令和3年7月26日から施行する。

(行財政局人事部人事課)